

目次

日常・警戒体制.....

- 防災勤務体制.....
- 巡回監視体制.....
- プラント等の検査体制.....
- 防災資機材等の維持管理体制.....
- 教育/訓練体制.....
- 事故への出場体制.....

火災対応編

災害初期.....

- 事故時の通報体制.....
- 初動体制.....
- 事故情報の共有体制.....

拡大期.....

- 応援・受援体制.....
- 資機材・人員等の補給体制.....
- 大容量泡放射システム配備.....
- 周辺地域への対応体制.....

終息期.....

- 災害対応中の防災力の補完体制.....
- 災害復旧体制.....
- 事故原因調査体制.....

危険物漏洩編

災害初期

事故時の通報体制

初動体制

事故情報の共有体制

拡大期

応援・受援体制

資機材・人員等の補給体制

大容量泡放射システム配備

周辺地域への対応体制

終息期

災害対応中の防災力の補完体制

災害復旧体制

事故原因調査体制

用語の解説（50音順）

〈防災勤務体制〉

1 概要

大量の石油または高圧ガスを貯蔵・取扱う石油コンビナート特別防災区域（以下「区域」という。）については、石油コンビナート等災害防止法、消防法において、災害の発生及び拡大の防止を目的とした防災体制（人員、防災資機材等）の構築を、関係機関に義務づけている。

例えば、区域内の特定事業所には防災業務を担う自衛防災組織を、区域が所在する都道府県には防災事務を司る石油コンビナート等防災本部を設置しなければならない。また、区域が所在する市町村には、地域の実情に応じて消防車両等を整備することが求められる。

2 組織

(1) 特定事業所

ア 自衛防災組織

特定事業者は、特定事業所ごとに、自衛防災組織を設置しなければならないこととされており（石災法 16 条 1 項）、自衛防災組織は、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務（防災業務）を行う（石災法 16 条 2 項）。

また、特定事業者は、政令で定めるところにより、自衛防災組織に、「防災要員」及び「防災資機材等」を配備することとされている（石災法 3 項及び 4 項）（●表、●図）。

●表 〈防災要員（石災法施行令 7 条 1 項）〉

大型化学消防車	5 人●
大型高所放水車	2 人
泡原液搬送車	1 人
甲種普通化学消防車	5 人●
普通消防車	5 人
小型消防車	4 人
普通高所放水車	2 人
乙種普通化学消防車	5 人●
大型化学高所放水車	5 人●
普通泡放水砲	1 人
オイルフェンス展張船	乗組船舶職員等のほか 2 人
油回収船	乗組船舶職員等のほか 2 人
油回収装置	乗組船舶職員等のほか各一式につき 2 人

※●に該当する車両の台数の合計が 2 台以上である場合には、当該自衛防災組織に、「指揮者」を 1 人置かなければならない。
(石災法施行令 7 条 2 項)

●表 〈防災要員（石災法施行令 7 条 3 項）〉

大容量泡放水砲

●図〈大容量泡放水砲配備状況〉

大容量泡放水砲

※ 石災法施行令7条1項に掲げる防災資機材等及び大容量泡放水砲等を備え付ける必要がないものとされる特定事業者は、2人以上の防災要員を置かなければならない（石災法施行令7条4項）。

●表〈防災要員（石災法施行令7条6項）〉

省力化

●表〈防災資機材等（石災法施行令8条～18条）〉

配備防災資機材、要件

イ 防災管理者等

特定事業者は、特定事業所ごとに、防災管理者を選任し、自衛防災組織を統括させなければならないこととされており（石災法17条1項）、防災管理者は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てる（石災法17条2項）。

また、第一種事業所は、当該第一種事業所における防災業務を適切に遂行することができる管理的・監督的地位にある者のうちから副防災管理者を選任し、自衛防災組織の統括について防災管理者を補佐させることとされており（石災法17条3項）、防災管理者が当該第一種事業所内にいないときは、副防災管理者に自衛防災組織を統括させなければならない（石災法17条4項）。

ウ 特定事業所における自衛防災組織及び防災管理者等の具体例

●●第1種特定事業所

●事業所名（○○○特別防災区域内）

●石油貯蔵・取扱量：○○万kl、高圧ガス処理量○○万m³

●（資機材配備に係る諸条件：例）直径○○m屋外貯蔵タンク○基等

具体例（自衛防災組織組織図、防災管理者、防災要員、防災資機材等）

(2) 都道府県

ア 石油コンビナート等防災本部

特別防災区域が所在する都道府県に、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を置くこととされている（石災法 27 条）。

防災本部は、本部長及び本部員を持って組織され（石災法 28 条）、本部長は当該防災本部を設置する都道府県知事をもって充て、本部長が防災本部の事務を統括する（石災法 28 条 1 項、2 項及び 3 項）。

また、本部員は、●表に掲げる者をもって充てる（石災法 28 条 5 項）。

なお、防災本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める（石災法 28 条 9 項）。

イ 防災資機材等

都道府県は、石油コンビナート災害等の広域的な災害等を防止するため、防災上必要な資機材及び施設を地域の実状に応じて備蓄又は整備し、市町村の求めに応じてこれらを貸与又は使用させることにより、市町村の消防力を補完するものとされている（消防力の整備指針 24 条）。

●表〈防災本部員（石災法 28 条 5 項）〉

本部員

ウ 都道府県における石油コンビナート等防災本部及び防災資機材等の具体例

●所轄特別防災区域：○○区域、○○区域

●石油貯蔵・取扱量：○○万 kl、高圧ガス処理量○○万 m³

具体例（防災本部組織図、防災資機材等）

(3) 消防本部

ア 大型化学消防車等

市町村の区域内に、石災法施行令 8 条 1 項に規定する屋外貯蔵タンクを設置している特定事業者がある場合には、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を各 1 台配置するものとされている（消防力の整備指針 9 条 1 項）。

※ 他の市町村からこれらの応援出動を受けることができる場合等には、この限りでない。

また、市町村の区域内に、石災法施行令 8 条 1 項の規定により大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を各 2 台以上備え付けなければならない特定事業

所があり、かつ、当該市町村が次のいずれにも該当する場合には、消防力の整備指針 9 条 1 項の規定に関わらず、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を各 2 台配置するものとされている（消防力の整備指針 9 条 2 項）。

- 当該市町村の区域内にある特別防災区域に係る石油の最大貯蔵・取扱量が 400 万 kl 以上であること
- 当該市町村の区域内にある特別防災区域を管轄する消防署が 2 以上あり、かつ、当該消防署のうち、2 以上の消防署の管轄区域に、それぞれ常圧蒸留装置の処理能力が 1 日当たり 15,898kl 以上である特定事業所が 1 以上あること

イ 泡消火薬剤

泡消火薬剤は、第 4 類危険物の五対象施設の数、第 4 類危険物の最大貯蔵・取扱量、原子炉設置事業所等の数、特定事業所の数並びに石災法施行令 8 条に規定する屋外貯蔵タンクの型、直径及びそのタンクに貯蔵する石油の種類等を勘案し、必要な量を備蓄する（消防力の整備指針 11 条）。

- 所轄特定事業所：〇〇事業所
- 石油貯蔵・取扱量：〇〇万 kl、高圧ガス処理量〇〇万 m³
- （資機材配備に係る諸条件：例）直径〇〇m屋外貯蔵タンク〇基等

具体例（配備車両・薬剤等）

（4）消防庁

エネルギー産業基盤災害即応部隊

消防組織法 50 条では「国有財産等の無償使用」を規定しており、当該規定に基づき、平成 26 年度に、緊急消防援助隊にドラゴンハイパー・コマンドユニット（エネルギー産業基盤災害即応部隊）を編成し、令和 2 年 4 月現在では、特別防災区域 12 区域に、その中核車両である大型放水砲車、大容量送水ポンプ車を配備している（●図）。

- 図 〈ドラゴンハイパー・コマンドユニット配備状況〉

図